

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第3項	番号利用法第9条第2項	事後	
令和4年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1 1条2号口 2 2条7号口・8号口・10号口・11号口・12号口・13号・14号・15号・16号・17条口 3 3条8号口・9号口・11号口・12号口・13号・14号・15号・16号・17号 4 4条2号口 6 6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号・10号・11号・12号・13号 8 7条1号イ・2号口・3号口・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号口・3号口・4号口・5号イ 16 12条1号口・2号イ・3号イ・4号口・5号・6号イ・7号・8号口 18 13条1号イ・2号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条1号・3号・9号イ 28 21条7号 29 主務省令対応規定なし</p>	<p>・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1 1条2号口 2 2条8号口・9号口・12号口・13号口・14号・15号・16号・17条口・18号・19号口 3 3条9号口・10号口・13号口・14号口・15号・16号・17号・18号・19号 4 4条2号口 6 6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号・12号・13号・14号・15号 8 7条1号イ・2号口・3号口・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号口・3号口・4号口・6号イ 16 12条1号口・2号イ・3号イ・4号口・6号イ・7号・8号口 18 13条1号イ・3号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条2号・5号・19号イ 28 21条12号 29 主務省令対応規定なし</p>	事後	
令和4年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号・2号・4号イ・5号イ・7号・8号・9号・10号・11号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ 37 23条2号 38 24条2号 39 24条の2 2号口・3号口・8号口・9号口・11号・12号・13号・14号・15号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48 26条の3 1号イ・2号・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2 3号口・4号口・9号口・10号口・12号・13号・14号・15号・16号 59 31条の3 1号 61 32条1号口・2号口 62 33条4号 63 34条1号・2号・3号 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・3号 67 38条1号イ・2号・3号</p>	<p>31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37 23条2号口 38 24条2号 39 24条の2 4号口・5号口・11号口・12号口・13号・14号・15号・16号・17号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号 48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2の2 5号口・6号口・12号口・13号口・14号・15号・16号・17号・18号 59 31条の3 1号 61 32条1号口・2号口 62 33条4号 63 34条2号・3号イ・4号イ 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・4号イ 67 38条1号イ・2号イ・3号イ</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	70 39条3号 71 主務省令対応規定なし 74 40条1号イ・3号イ 80 43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の2 1号 92 45条1号 94 47条2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条2号イ・3号・4号 106 53条1号ハ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107 54条1号ロ・4号・5号 108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号イ・2号イ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・6号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号ニ・2号ニ	70 39条3号 71 39条の2 1号 74 40条1号イ・6号イ 80 43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の5 1号 92 45条1号 94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条7号イ・8号・14号 106 53条1号ハ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107 54条1号ロ・4号ロ・5号 108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号ロ・2号ロ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・7号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号ニ・2号ニ 121 59条の4 1号	事後	
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[O] 医療保険関係情報 [O] 生活保護・社会福祉関係情報 [O] 災害関係情報	(削除)	事後	
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	③委託先名 株式会社KSKデータ ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 受注者から書面による申請に対し承認を行う。 ⑥再委託事項 申告情報のパンチ入力	③委託先名 株式会社アクト・ジャパン ④再委託の有無 再委託しない ⑤再委託の許諾方法 (空欄) ⑥再委託事項 (空欄)	事後	
令和4年12月22日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(右記を追記)	また、公金受取口座登録制度の開始に伴い、過誤納金還付申請があった住民の公金受取口座情報を、本人の同意に基づき情報照会により口座情報登録連携システムから取得する（R5.1より開始。）。	事前	
令和4年12月22日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	(右記を追記)	・別表第一省令第74条	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	5件	53,000件	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社アクト・ジャパン	株式会社KSKテクノサポート	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤再委託の許諾方法	(右記を追記)	受注者から書面による申請を受け、それに対し承認を行う。	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥再委託事項	(右記を追記)	上記委託内容と同様	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	(右記を追記)	その他:口座関連情報	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(右記を追記)	・その他 口座情報を管理するため	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	行政機関・独立行政法人等(公的年金等の支払者、国税庁)	行政機関・独立行政法人等(公的年金等の支払者、国税庁、デジタル庁)	事前	
令和5年6月21日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 1条2号口 2 2条8号口・9号口・12号口・13号口・14号口・15号口・16号口・17号口・18号口・19号口 3 3条9号口・10号口・13号口・14号口・15号口・16号口・17号口・18号口・19号口 4 4条2号口 6 6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号口・12号口・13号口・14号口・15号口 8 7条1号イ・2号口・3号口・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号口・3号口・4号口・6号イ 16 12条1号口・2号イ・3号イ・4号口・6号イ・7号口・8号口 18 13条1号イ・3号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条2号・5号・19号イ 28 21条12号 29 主務省令対応規定なし	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 1条2号口 2 2条9号口・10号口・13号口・14号口・15号口・16号口・17号口・18号口・19号口・20号口 3 3条10号口・11号口・14号口・15号口・16号口・17号口・18号口・19号口・20号口 4 4条2号口 6 6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号口・12号口・13号口・14号口・15号口 8 7条1号イ・2号口・3号口・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号口・3号口・4号口・6号イ 16 12条1号口・2号イ・3号イ・4号口・6号イ・7号口・8号口 18 13条1号イ・3号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条2号・5号・9号・19号イ 28 21条12号 29 主務省令対応規定なし	事後	
令和5年6月21日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37 23条2号口 38 24条2号 39 24条の2 4号口・5号口・11号口・12号口・13号口・14号口・15号口・16号口・17号口 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号 48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2の2 5号口・6号口・12号口・13号口・14号口・15号口・16号口・17号口・18号 59 31条の3 1号 61 32条1号口・2号口 62 33条4号 63 34条2号・3号イ・4号イ 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・4号イ 67 38条1号イ・2号イ・3号イ	31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37 23条2号口 38 24条2号 39 24条の2 4号口・5号口・11号口・12号口・13号口・14号口・15号口・16号口・17号口 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号 48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2の2 5号口・6号口・12号口・13号口・14号口・15号口・16号口・17号口・18号 59 31条の3 1号 61 32条1号口・2号口 62 33条4号 63 34条2号・3号イ・4号イ 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・4号イ 67 38条1号イ・2号イ・3号イ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月21日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	70 39条3号 71 39条の2 1号 74 40条1号イ・6号イ 80 43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の5 1号 92 45条1号 94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条7号イ・8号・14号 106 53条1号ハ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107 54条1号ロ・4号ロ・5号 108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号ロ・2号ロ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・7号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号ニ・2号ニ 121 59条の4 1号	70 39条3号 71 39条の2 1号 74 40条1号イ・6号イ 80 43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の5 1号 92 45条1号 94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条8号イ・9号・15号 106 53条1号ハ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107 54条1号ロ・4号ロ・5号 108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号ロ・2号ロ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・7号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号ニ・2号ニ 121 59条の4 1号	事後	
令和5年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	53,000	55,891	事後	
令和5年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②委託先における取扱者数	100人以上500人未満	50人以上100人未満	事後	
令和5年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	催告書プリント業務	督促状プリント業務	事後	